

光地区消防組合情報セキュリティ基本方針

令和8年3月

光地区消防組合

目次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象とする脅威	2
4	適用範囲	2
5	職員等の遵守義務	3
6	情報セキュリティ対策	3
7	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
8	情報セキュリティポリシーの見直し	4
9	情報セキュリティ対策基準の策定	4
10	情報セキュリティ実施手順の策定	4

1 目的

この基本方針は、本消防組合が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本消防組合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ間を相互に接続するための通信回線並びにそれらを接続する集線装置及び中継装置（以下「通信回線装置」という。）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 行政情報

光地区消防組合情報公開条例（平成25年光地区消防組合条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

(4) 情報資産

情報システム及び行政情報をいう。

(5) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(7) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) L G W A N 接続系

L G W A N に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

- (11) インターネット接続系
インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (12) 通信経路の分割
L G W A N接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。
- (13) 無害化通信
インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がない等、安全が確保された通信をいう。
- (14) 情報セキュリティインシデント
情報セキュリティに関する障害、事故及び情報システム上の欠陥をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃及び部外者の侵入その他の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取及び内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥及び機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全
- (5) 電源供給の途絶、通信の途絶及び水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及

4 適用範囲

- (1) 機関の範囲
本基本方針が適用される機関は、議会事務担当、監査事務担当、消防本部及び消防署（出張所を含む。）とする。
- (2) 情報資産の範囲
本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。
 - ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
 - ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含

む。)

③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務

職員、会計年度任用職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本消防組合の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本消防組合の保有する情報資産を重要性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の2段階の対策を講じる。

① L G W A N接続系においては、L G W A Nと接続する業務システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

② インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、通信回線及び職員等のパソコン及びモバイル端末（以下「パソコン等」という。）の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

情報システムの管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び外部委託を行う際のセキュリティ確保等情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応体制を整備する。

(8) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本消防組合の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから原則非公開とする。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本消防組合の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。